

大阪柔整だより

「広告指導に関する調査」が平成 26 年 4 月より実施され、大阪市においては担当者が施術所に赴き写真撮影等を実施し、実態を把握した上での指導が行われました。現在、大阪市保険所でも新たに施術所を開設される方や、各種変更の届け出をされる方に、下記の内容が掲載された文書を配付しています。先生方におかれましては、再度施術所の広告等をご確認いただき、問題がある広告につきましては早急に改善をお願いいたします。

～施術所の広告について～ 法律で定められた事項以外は広告できません。

あはき法第 7 条関係

あん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
 - 2 第 1 条に規定する業務の種類
 - 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 4 施術日又は施術時間
 - 5 その他厚生労働大臣が指定する事項
- 2 前項第 1 号乃至第 3 号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

厚生労働大臣が指定する事項（あはき法）

その他厚生労働大臣が指定する事項（平成 11 厚告 69）

- 1 もみりょうじ
- 2 やいと、えつ
- 3 小児鍼（はり）
- 4 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 5 予約に基づく施術の実施
- 6 休日又は夜間における施術の実施
- 7 出張による施術の実施
- 8 駐車設備に関する事項

柔整法第 24 条関係

第 24 条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
 - 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 3 施術日又は施術時間
 - 4 その他厚生労働大臣が指定する事項
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

厚生労働大臣が指定する事項（柔整法）

その他厚生労働大臣が指定する事項（平成 11 厚告 70）

- 1 ほねつぎ（又は接骨）
- 2 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 3 予約に基づく施術の実施
- 4 休日又は夜間における施術の実施
- 5 出張による施術の実施
- 6 駐車設備に関する事項

広告違反は業務に関する不正の行為に該当するとして、あはき法第 9 条、柔道整復師法第 8 条により、一定期間の業務停止、又は免許取消が命ぜられることがあります。

（参考通知「医療法その他関係法令による広告について」昭和 24 年 10 月 3 日 医収第 1027 号）

府政 だ よ り に 掲 載 さ れ ま し た

～免許所持者か確認しましょう！～

柔道整復（接骨）師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は、国家試験に合格した厚生労働大臣免許所持者だけが、業として行うことができます。無資格者による施術が身体に害を及ぼす恐れがありますので、施術を受けられる際は、施術者が免許所持者かどうかをご確認ください。

～単なる肩こり、筋肉疲労だけでは保険が適用されません！～

整骨院や接骨院などの柔道整復施術には、健康保険を「使えるもの」と「使えないもの」があります。後日、費用全額の支払いを請求される場合もありますので、負傷原因などを正確に伝え適正な施術を受けてください。

| 施術を受ける症状 | 健康保険を 使えるかどうか | 保険適用の要件 | |
|-----------------------------|------------------|------------------------|-------------------|
| 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労 | × 使えません | — | — |
| 骨折 | ○ 使えます | 医師の同意が必要です（応急手当の場合を除く） | 他の病院などでの治療中は使えません |
| 脱臼 | | — | |
| 打撲および捻挫（「肉ばなれ」を含む） | | — | |

上記内容で府政だよりに掲載されました。平成25年5月の料金改定の際、厚生労働省より施術管理者及び勤務する柔道整復師の氏名を掲示する旨の通達がでております。患者さんの意識も高まりつつありますので、施術所内の見やすい場所に掲示いただくようお願いいたします。

保険者変更通知

| 変更前 | 内容 | 変更後 | 変更日 |
|--------------------------|------|--------------------------|-----------|
| | 新設 | 小倉記念病院健康保険組合 06401210 | H26年9月1日 |
| 東海ゴム工業健康保険組合 06231542 | 名称変更 | 住友理工健康保険組合 06231542 | H26年10月1日 |
| 三井製糖北糖健康保険組合 06120711 | 移転 | 三井製糖北糖健康保険組合 06139786 | H26年10月1日 |
| あおみ建設健康保険組合 06272330 | 移転 | あおみ建設健康保険組合 06139760 | H26年10月1日 |

「平成26年12月より変更の医療費助成制度」について

■ 松原市「子ども医療費助成制度」

平成26年12月施術分の通院医療費の助成対象年齢が12歳（小学校修了）まで拡充されます。

<変更前>

<平成26年12月から>

制度名 乳幼児等医療費助成制度 → 子ども医療費助成制度

通院医療費 0歳～6歳（小学校就学前）まで → 0歳～12歳（小学校修了）まで

入院医療費 0歳～12歳（小学校修了）まで

■ 八尾市「子ども医療費助成制度」

平成26年12月施術分の通院医療費の助成対象年齢が15歳（中学校修了）まで拡充されます。

<変更前>

<平成26年12月から>

通院医療費 0歳～6歳（小学校就学前）まで → 0歳～15歳（中学校修了）まで

入院医療費 0歳～15歳（中学校修了）まで

※通院医療費、0歳児のみ所得制限はありません。

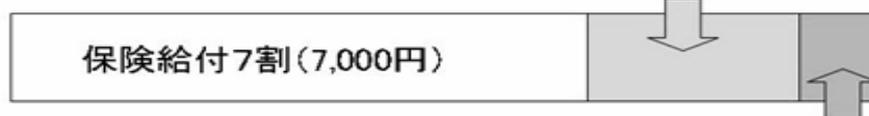
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合（保険3割負担の方）

○福祉医療費助成を使用した場合

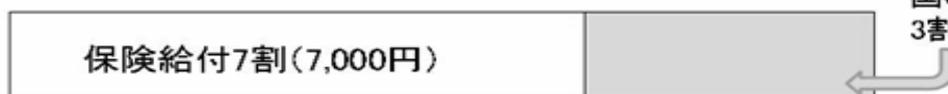
福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等（例えば原爆や水俣病の公費負担制度）を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示すイメージとなっております。

また患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。